

被処分者の氏名又は法人名称	山本 純
登録番号又は法人番号	18300981
所属する単位会	兵庫県行政書士会
事務所所在地	兵庫県宍粟市山崎町下広瀬75番地3（処分当時）
処分年月日	令和5年5月11日
処分内容（種類）	戒告
上記処分をした理由	<p>当該行政書士は、行政書士法人大上事務所の従たる事務所である行政書士法人大上事務所姫路（以下、「姫路事務所」という。）において、行政書士でも自らの補助者でもない者に対し、自らの名義を使用し書類作成することを許可した。</p> <p>その結果、姫路事務所において、行政書士でも自らの補助者でもない者が一切の業務を行っている状態が長期間にわたり継続した。</p> <p>上記の行為は、行政書士法施行規則第4条（他人による業務取扱の禁止）に違反し、また当該違反事実は、行政書士法第10条（行政書士の責務）の誠実履行義務違反にあたる。</p>
上記処分の根拠となる法令	行政書士法施行規則第4条及び行政書士法第10条